

寒川町学校教育法施行細則新旧対照表

現 行	改 正 案
(学齢簿) 第4条 施行令第1条に定める学齢簿の<u>様式は、第1号様式とする</u>。 (入学期日等の通知、学校の指定) 第5条 就学予定者（視覚障害者等を除く。）の保護者に対する入学期日についての通知及び就学すべき町立の小学校又は中学校についての指定は、<u>就学通知書（第2号様式）</u>をもってする。 第6条 <u>前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び町立の小学校又は中学校に在学中の者は除く。）</u>、学齢児童及び学齢生徒（視覚障害者等を除く。）で町立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並びに町立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等<u>について、準用する</u>。 _____。 第7条 第5条<u>（前条において準用する場合を含む。）</u>の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき町立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、<u>就学者の氏名及び入学期日通知書（第3号様式その1）</u>、新入学児童生徒の就学すべき学校の指定取消し通知書（第3号様式その2）及び新入学児童生徒の就学すべき学校の指定変更通知書（第3号様式その3）をもってする。 第8条 （略） (加える)	(学齢簿) 第4条 施行令第1条に定める学齢簿は、<u>同条第3項に規定により、磁気ディスクをもって調製するものとする</u>。 (入学期日等の通知、学校の指定) 第5条 就学予定者（視覚障害者等を除く。）の保護者に対する入学期日についての通知及び就学すべき町立の小学校又は中学校についての指定は、<u>入学通知書（第1号様式）</u>をもってする。 第6条 _____新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び町立の小学校又は中学校に在学中の者は除く。） 、学齢児童及び学齢生徒（視覚障害者等を除く。）で町立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並びに町立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等<u>の就学すべき町立の小学校又は中学校についての指定は、保護者及び当該学校の校長に転入学通知書（第2号様式）をもってする</u>。 第7条 第5条 _____の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき町立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、<u>就学予定者一覧（第3号様式その1）</u>、新入学児童生徒の就学すべき学校の指定取消し通知書（第3号様式その2）及び新入学児童生徒の就学すべき学校の指定変更通知書（第3号様式その3）をもってする。 第8条 （略） <u>2 児童生徒等の就学すべき町立の小学校</u>

2 児童生徒等の就学すべき町立の小学校又は中学校の指定を変更することについての通知は、就学すべき学校の指定変更通知書（第5号様式）をもってする

_____。
_____。

第12条 他の市町村に住所の存する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を町立の小学校又は中学校へ就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願書（第9号様式）_____に、その理由を記載した書類を添えてしなければならない。

（加える）

（加える）

2 他の市町村に住所の存する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）の町立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書（第10号様式）を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき町立の小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び学年を区域外就学通知書（第11号様式）をもって通知する。

又は中学校の指定を変更することについては、前項にて申立てのあった当該学校の校長に就学すべき学校の指定変更についての意見書（第5号様式その1）をもって、意見を徴するものとする。

3 児童生徒等の就学すべき町立の小学校又は中学校の指定を変更することについての通知は、保護者については就学すべき学校の指定変更通知書（第5号様式その2）、当該学校の校長については就学すべき学校の指定変更通知書（第5号様式その3）をもってする。

第12条 他の市町村に住所の存する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を町立の小学校又は中学校へ就学させようとすることについての願い出は、区域外就学願書（第9号様式その1）に、その理由を記載した書類を添えてしなければならない。

2 他の市町村に住所を有する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を町立の小学校又は中学校に就学させることについては、前項にて願い出のあった当該学校の校長に区域外就学についての意見書（第9号様式その2）をもって、意見を徴するものとする。

3 他の市町村に住所を有する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）を町立の小学校又は中学校に就学させることについて、住所を有する市区町村教育委員会に対し区域外就学協議書（第9号様式その3）をもって協議する。

4 他の市町村に住所の存する児童生徒等（視覚障害者等を除く。）の町立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、保護者及び当該学校の校長に対し区域外就学許可通知書（第11号様式）をもって

_____通知する。

第1号様式（第4条関係）

学 齢 簿				
(フリガナ) 児童生徒氏名	年 月 日生			
	現 住 所 寒川町 (. .) (. .) (. .)			
	保護者 氏名及び続柄 () ()			
	備考			
異 動 事 項				
就 学 校	小学校 . . . 入学 . . . 卒業	. . . 転校 . . .	就 学 状 況	
	中学校 . . . 入学 . . . 卒業	. . . 転校 . . .	就 学 状 況	
	不 予 免 除	猶 認 可 年 月 日 事 由 期 間 免 認 可 年 月 日 事 由		

第2号様式（第5条関係）

就 学 通 知 書	通知番号	保護者各位 お子さんの就学について次のとおり通知します。	児童生徒氏名	生 年 月 日	入 学 指 定 校	寒川町立 学校	入 学 期 日	年 月 日	寒川町教育委員会 印

保護者のみなさんへ

入学式は 月 日です。

1 入学式の時間や就学準備等については、当該学校長から連絡いたします。

2 入学式の時、この通知書をお持ちください。

3 この通知書の記載に誤り等があったり、町の内外を問わず住所変更をされたりした方は、ご連絡ください。

4 病弱、その他の理由により指定する学校へ就学されることができない場合は、この通知書が届いてから7日以内に申し出てください。

5 国立、私立学校に入学させる場合は、その学校の入学承諾書等とこの通知書をお持ちの上届け出てください。

(削 る)

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 号 日

寒川町教育委員会

年度 学校入学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、次のとおり通知します。

記		
氏 名		
生年月日		
住 所		
保護者氏名		
入学校名		
入学期日		
入学式日	開始時間	
受付時間		
備 考		

(加える)

第3号様式その1（第7条関係）

就学者の氏名及び入学期日通知書

寒川町立 学校長様

年 月 日

貴校に就学する児童生徒等の氏名及び入学期日について、次のとおり通知します。ついでには、児童生徒等の入学について、保護者との連絡等よろしく取り計らいください。

寒川町教育委員会教育長 印

[illegible]

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

寒川町教育委員会

轉入学通知書

次のとおり転入学について通知します。

記

児童生徒氏名			
生 年 月 日			
住 所			
保護者氏名			
転 学 期 日			
前 就 学 校		学 年	
転 入 期 日			
転 入 学 校		学 年	
備 考			

第3号様式その1（第7条関係）

學齡簿管理

[illegible]

第9号様式その3（第12条関係）

区域外就学に関する協議書

第 年 月 日

教育委員会教育長様

寒川町教育委員会
教育長 図

下記児童生徒の保護者から寒川町立 学校に区域外就学の願出がありました。つ
いては、事由を相当と認めて承認することにしたので、学校教育法施行令第9条第2項の
規定に基づき協議いたします。
☐ 本文書をもって協議に代えさせて頂きたく申し添えます。
☐ 当町に住民票がないので、児童生徒の氏名、生年月日、保護者の氏名、住民登録上の
住所等を記載した同意書をご送付下さるようお願いいたします。

1 児童生徒氏名	
2 保護者氏名	
3 現 住 所	
4 就 学 希 望 校	寒川町立 学校
5 生 年 月 日 及 び 学 年	年 月 日生 第 学年
6 就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 理 由	

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

保護者

様

寒川町教育委員会教育長 図

区 域 外 就 学 承 諾 書

年 月 日付で願出のあつた さんの区域外就学について
は、次のとおり承諾します。

就 学 する 学 校	
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

第9号様式その3（第12条関係）

第 年 月 日

教育委員会 様

寒川町教育委員会

区域外就学協議書

下記児童生徒の保護者から区域外就学の願出がありました。
つきましては、事由を相当と認めて承認することにしたので、学校教育法施行令
第9条第2項の規定に基づき、協議いたします。
なお、略備ながら本文書をもって協議にかえさせていただきたく申し添えます。 —

記

児童生徒氏名			
生 年 月 日			
現住所 (住民登録地)			
()住所			
保護者氏名			
指 定 学 校		学 年	
希望就学校		学 年	
希望変更期間			
申 請 理 由			

第10号様式 削除

第11号様式（第12条関係）

区域外就学に関する協議書		第 年 月 日	号
教育委員会教育長様			
寒川町教育委員会 教育長			国
下記児童生徒の保護者から寒川町立 学校に区域外就学の願出がありました。ついては、事由を相当と認めて承認することにしたので、学校教育法施行令第9条第2項の規定に基づき協議いたします。 ☐ 本文書をもって協議に代えさせて頂きたく申し添えます。 ☐ 当町に住民票がないので、児童生徒の氏名、生年月日、保護者の氏名、住民登録上の住所等を記載した同意書をご送付下さるようお願いいたします。			
1	児童生徒氏名		
2	保護者氏名		
3	現住所		
4	就学希望校	寒川町立	学校
5	生年月日及び学年	年 月 日生	第 学年
6	就学期間	年 月 日から 年 月 日まで	
7	理由		

第11号様式（第12条関係）

第 年 月 日	
様	
寒川町教育委員会	
区域外就学許可通知書	
下記児童生徒の区域外就学について、次のとおり決定したので通知します。	
一	記
児童生徒氏名	
生年月日	
現住所	
保護者氏名	
指定学校	学 年
希望就学校	学 年
変更期間	
申請理由	
備考	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年2月24日から施行する。

（残存用紙の使用）

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。